

平成 19 年 3 月 28 日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人 コンピュータソフトウェア協会
会 長 和 田 成 史

『「知的財産推進計画 2006」の見直しにあたり盛り込むべき政策事項』 に関する意見

はじめに

平成 15 年 7 月に策定された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下、推進計画）」について、政府は毎年議論・検討を重ね、その成果の一部は具体的な施策や立法という形であらわれており、当協会はその取り組みを高く評価しています。

今回、内閣官房知的財産戦略推進事務局から「知的財産推進計画 2007」の策定に向けた意見募集が行われていることから、当協会では、推進計画の進捗状況を踏まえて、必要な施策の拡充と推進計画のさらなる推進を目途に、当協会会員企業への意見聴取等を通じて意見集約を行い、以下の通り意見を作成いたしましたので、ご提出申し上げます。

推進計画の見直しにあたりましては、本意見を十分お汲み取りいただき、知的財産立国の実現に向けて、邁進されることを期待しています。

・ 知的財産の保護の強化

1. 損害賠償制度の強化

(1) 意見

法定賠償制度の早期導入や、損害賠償の額を目に見える一部の侵害額の 2 倍の侵害があったと推定する規定（侵害の数量に関する推定規定）の早期導入をして頂きたい。

(2) 理由

「知的財産推進計画 2005」では、損害賠償制度の強化に関し、第 2 章 I.3.(9)において「訴訟において被害企業が損害に見合う十分な賠償を受けられず侵害企業の侵害し得であるという指摘、知的財産侵害訴訟は、その立証に必要な証拠が侵害者の側に偏在しているため、特に、証拠調査能力に乏しい中小企業には立証が極めて困難であるという指摘」等に鑑み、「最近改正された証拠開示制度等の周知徹底を図るとともに・・・損害額の算定制度等知的財産に関する損害賠償制度による権利者の適正な救済の実現、知財訴訟における立証責

任等の面における訴訟当事者の負担軽減等の諸課題について、実態の把握や民事訴訟における知財訴訟の位置付け、訴訟実務等を考慮しつつ、2005年度も引き続き検討を行い、必要に応じ法制度等を整備する。」とされており、また、第4章I.4.(3)4 ii)において「法定賠償制度の創設等を含めて、著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に関して総合的に検討を行い、2007年度までに結論を得る。」とされていました。

しかしながら、「知的財産推進計画2006」では、上記のような損害賠償制度における証拠の偏在の問題や、法定賠償制度の創設等を含めた著作権侵害に係る損害賠償請求や不当利得返還請求等の役割・機能等に対する対処に関する記載が全く見当たりません。

この点に関し、当協会は、従前より、デジタル著作物の侵害が容易であるにもかかわらず、権利者が侵害行為を立証することが困難であり、適法行為へのインセンティブに欠けると提言してきました。また、現実に訴訟を起こす場合、そのための調査費用や弁護士費用にかなりの費用がかかるにもかかわらず、裁判で損害として認められる金額は現実と乖離した小額に抑えられてしまうのが現状（例えば、裁判で認められる弁護士費用については、権利侵害による損害額の10%が相場とされます）であるため、現行のままでは、費用対効果の面においても、中小企業が訴訟を提起して権利実現を図ることは困難です。

近年の知的財産関連法令の罰則の強化、及び、著作権法においては、懲役刑と罰金刑の併科が可能になったことは、適法行為へのインセンティブを強めるものと評価できます。また、現在、知的財産関連法令の更なる罰則の強化と共に、著作権法以外の知的財産関連法令についても同様に懲役刑と罰金刑を併科する改正が検討されているところです。

しかし、罰則の厳罰化のみでは適法行為へのインセンティブとして十分ではありません。例えば、処罰までのプロセスが困難で、処罰される行為が氷山の一角とすれば、いくら法律で厳罰が予定されているとしても、抑止力は限定的です。

当協会は、デジタル社会においては、著作権の侵害行為が容易かつ大量に行われ、その違法行為の痕跡を一瞬で消去できるため、損害の算定が困難であるという現状に鑑みて、

法定賠償制度の早期導入や 損害賠償の額を目に見える一部の侵害額の2倍の侵害があったと推定する規定(侵害の数量に関する推定規定)の導入を提言しているところであり、上記の「知的財産推進計画2005」の内容もこうした当協会の提言に沿ったものと理解しています。

しかし残念ながら、未だこれらの提案が立法化等によって現実化されるに至っていないのが現状と理解しています。

この点、近時、ファイル交換ソフトについて、情報流出事件によりその危険性が別の意味で注目されていますが、こうした偶発的な情報流出のみならず、ファイル交換ソフトを利用したデジタル著作物の意図的なファイルの交換による権利侵害は、ビジネスソフトのファイル交換も含め、ますます増加しているのが現状であり、他方、ファイル交換の匿名性から、権利者の側が実際のダウンロード数等を正確に把握し、立証することは依然として困難な状況にあることを鑑みると、デジタル著作権の権利侵害に対する損害賠償制度の

見直しは急務であると考えます。

しかるに、現行の著作権法第 114 条の損害額の推定の規定においては、侵害された「侵害者の譲渡数量」に「単位数量あたりの利益の額」を乗じた金額等が損害額と推定されているものの、権利者にとって、どれだけの数量が侵害者によって譲渡されたかの立証の困難性は残っていることや、裁判で損害として認められる金額は現実と乖離した小額に抑えられてしまうのが現状（例えば、裁判で認められる弁護士費用については、権利侵害による損害額の 10% が相場と思われま）であるため、現行のままでは、費用対効果の面においても、中小企業が訴訟を提起して権利実現を図ることは困難であることからすれば、立証された損害額の 2 倍を推定するといった対応が望まれます。

また、一事件あたりは小額であるが侵害者が多数であることによって全体の被害が甚大となるという著作権侵害の特性に照らすと、「単位数量あたりの利益の額」を権利者が事件ごとに算定・立証しなければならないとするのは権利救済の手段としては現実的でなく、したがって、一律に著作物あたり 10 万円といった金額を法定損害金とし、権利者が実損を請求するか法定損害金を請求するか選択できるといった制度を導入することにより、権利者が一事件あたりにかける時間とコストの節約を図ることが望まれます。実際、文化審議会著作権分科会国際小委員会（第 2 回）議事録（資料 2）¹でも指摘されているとおり、アメリカでは、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり 750 米ドル~30,000 米ドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められており、また、カナダでも同様に、著作権者が実損害の請求に代えて、著作物あたり 500 カナダドル~20,000 カナダドルの法定損害賠償金を請求することができる法定損害賠償制度が認められています。

また、著作権法第 114 条の 5 では、「損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」として、「侵害者の譲渡数量」や「単位数量あたりの利益の額」の立証が困難である場合に、裁判官が相当な損害額を認定できる制度が定められていますが、裁判官が具体的な事例において、どのような場合にどのような額の損害を相当な損害額として認定するのかは予見しにくいいため、権利者にとっては、より明確な基準に基づく損害賠償制度が望ましいと思われま。

以上より、「知的財産推進計画 2007」においては、引き続き上記問題点について検討いただくと共に、具体的な制度内容の立法化に向けてより踏み込んだ記載を望みます。

2. デジタル時代に対応した法制度のあり方について

(1) ファイル交換ソフト等を用いた違法コピーダウンロード行為と私的使用

(i) 意見

アメリカのフェア・ユースの法理やドイツの法改正にならって、ファイル交換ソフト等

¹ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/009/05061701/007.htm

を用いた不適正なコピーダウンロード行為を「私的使用目的の使用」から排除する規定を早期に導入して頂きたい。

(ii) 理由

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 1) i) において、「私的使用目的の複製については、条約上の規定、私的使用目的の複製や技術的保護手段の進展等の実態を踏まえて、範囲の明確化などに関して検討を行い、2007年度までに結論を得る。」との記載がありましたが、「知的財産推進計画2006」においては、この点に関する記載が見当たりません。

前記のとおり、現在、ファイル交換ソフト等を用いた著作権侵害は権利者に対して甚大な被害を与えています。このような状況に対して、損害賠償制度の拡充の必要性は前述のとおりですが、そもそも、ファイル交換ソフト等を用いて違法な著作物をダウンロードする者は、たとえ著作権侵害行為によってアップロードされたことを認識していても、私的使用目的の複製であれば著作権侵害を構成しないと一般に考えられているため、ダウンロードのみを行っているユーザーの取り締まりは控えられているのが現状と考えられます。

しかしながら、ファイル交換ソフト等の種類によっては、ダウンロードしたものがそのまま公開される仕組みなので、そのような場合には、ファイル共有する目的で複製しているとはいえ、私的使用目的での複製ではないといえます。また、ファイル交換ソフト等の仕様や設定によって、ダウンロードする側の規範・責任が決定されるのが妥当かは疑問であり、そのような仕組みでなくともファイル交換においてはダウンロードという需要があるからアップロードにより供給されるわけであり、違法な著作物の供給を望みそれを取得した者について、一律私的使用目的という枠内で保護に値するかは十分検討すべき課題です。実際、アメリカでは、ユーザーの私的使用について、全ての私的使用が認められるものではなく、「フェア・ユース」、すなわち、「適正な」使用に限定されています。日本でも、「私的使用」に上記のような「適正」性を要求する旨法律を改正することにより、違法な複製が明らかなファイル交換ソフト等の利用によるダウンロード行為等、「適正」な使用とはいえない私的使用行為が生じた場合に柔軟に対処することが可能になると考えます。

また、既に紹介した文化審議会著作権分科会国際小委員会（第2回）議事録（資料2）にもあるとおり、アメリカでは、損害額の多寡に応じて、ダウンロード行為についても、「複製権」侵害とすることができるとされており、また、ドイツでは、2003年に「ダウンロードを行う場合、違法サイトであることにつき、利用者が悪意である場合には、私的複製行為は違法行為として扱われる。」とする著作権法改正が行われています。

以上より、わが国における「知的財産推進計画2007」においても、ファイル交換ソフト等を利用したダウンロード行為に対する私的使用の例外の範囲の見直し等について、より踏み込んだ記載が盛り込まれるべきであると考えます。

(2) 間接侵害

(i) 意見

ファイル交換ソフト等の新たな技術を利用した著作権侵害に関し、責任主体や規制対象行為等の適用要件をきちんと整理した上で、立法化を含め、間接侵害の規定に関する議論を進めて頂きたい。その場合には、正当な技術開発とその利用を阻害しないように配慮して頂きたい。

(ii) 理由

この点に関しては、「知的財産推進計画2005」第4章 I. 4.(3) 4 i) において、「著作権法には、特許法等と異なり間接侵害規定が設けられていないが、他の知的財産法との整合性の観点も踏まえて、間接侵害規定を創設することに関して検討を行い、2005年中に結論を得る。」との記載がなされていましたが、「知的財産推進計画2006」においては、第4章 I.3.(3)) において、「技術的保護手段との関係等を踏まえた『私的複製の範囲の明確化』・・・について検討を進め、2006年度中に結論を得る」という抽象的な記載があるのみで、その他この点に関する踏み込んだ検討はなされていないように見受けられます。

この点に関して当協会は、昨今のファイル交換ソフト等を利用した不適正なダウンロード行為への対処の必要性は重要と考える一方、科学技術の進歩の観点と著作権者の権利保護とのバランスを図る必要があり、むやみに著作権保護に傾くことは技術進歩の観点から危険であると考えます。

例えば、日本においては、カラオケ店の経営者等を直接的な著作物の利用主体と見なし、また業務用カラオケ機器のリース業者に条理上の注意義務を課するという判例法理が定着しておりますが、それは、日本の著作権法第30条以下により、私的使用のための複製等が広範に著作権の制限の対象と規定されているため、個人的に著作物を利用している者を利用主体と解すると、不合理な結果となってしまう場合があるからです。そのため、実質的な価値判断に基づいて誰が利用主体であるかが決定されてしまう傾向があり、利用主体性の判断基準が不明確となって混乱が生じているように思われます。

また、前記のとおり、ファイル交換の場面において、ファイル交換ソフト等を利用してダウンロードするユーザーの取り締まりの必要性の観点から、私的使用目的による著作権侵害の例外の範囲の見直しが検討されていることから、このような新たな技術を利用した著作権侵害に関する責任主体や規制対象行為等の適用要件をきちんと整理した上で、立法化を含め、間接侵害の規定に関する議論を進めることが肝心だと思われま

す。以上より、仮に、著作権法に関して間接侵害の規定を立法化する場合であっても、正当な技術開発とその利用を阻害しないように配慮することが重要であり、社会的に有用な技術やツールを悪用して他者の権利を侵害した者が本来負うべき責任を、当該技術やツールを提供した者に転嫁すべきではないのであって、特許法第101条の間接侵害規定の趣旨に鑑み、著作権が侵害されることを認識して、継続的に、かつ意図的に行われたという主観的

要件と、著作権侵害のみに供することのできるツール等を提供するという客観的要件により、他者に著作権侵害行為を行わせた場合に限りて間接侵害の責任を負わせるようにすべきものと考えます。従って、単に悪用の可能性があることを予見できたことのみを理由として、開発者に責任を負わせるべきではなく、著作権侵害の意図を有することを主観的な要件として規定すべきと考えます。

(3) 技術的保護手段の回避行為等に対する対応

(i) 意見

技術的保護手段の回避行為等に対し、著作権法第2条1項20号や不正競争防止法第2条7項の定義規定の見直しを視野に入れた、早期かつ積極的な対応をして頂きたい。

「知的財産推進計画」で検討されている「コンテンツ」には、ビジネスソフトを含む全てのプログラムが対象になることを明記していただきたい。

(ii) 理由

この点に関しては、「知的財産推進計画2006」第4章 I. 3.(3) において、「技術的保護手段の有用性を担保するため、不正競争防止法上の技術的制限手段回避機器の譲渡に関する差止措置等の活用について周知徹底を図るとともに、接続管理（アクセスコントロール）回避行為への刑事罰の導入等について、将来の管理技術開発への影響等を踏まえつつ、法的措置の必要性の有無について、2006年度も引き続き検討を行い、必要に応じ所要の措置を講ずる」と記載されています。

不正競争防止法は、不正競争の一部として、アクセス・コントロール及びコピー・コントロールを回避する「装置・プログラム」の譲渡等の規制を定め（不正競争防止法第2条1項10号、11号）著作権法は技術的保護手段の回避（技術的保護手段に用いられている信号の除去又は改変）し、当該技術的保護手段によって防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によって抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることを私的使用の例外として定め（著作権法第30条1項2号）技術的保護手段の回避を行うことを専らその機能とする「装置又はプログラム」の頒布を処罰しています（著作権法第120条の2）。

しかし、ネットワーク上で多数、頻繁にこれらを回避する重要な情報（シリアルナンバーやソフトウェアの使用に必要なキーに関する情報）が提供されたり、アクセスコントロールの回避行為は、これらの規定によってカバーされておらず、刑事罰その他の抑止力が十分に働いていないことを鑑み、「知的財産推進計画2006」の上記記載を設けたものと理解しています。

また、次々と新しく著作権侵害行為を抑止する技術が考案されているため、技術的保護手段の定義を定めた著作権法第2条1項20号の「機器が特定の反応をする信号を著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像とともに記録媒体に記録し、又は送信する方式」、技術的制限手段の定義を定めた不正競争防止法第2条7項の「視

聴等機器（映像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は映像、音若しくはプログラムの記録のために用いられる機器をいう。以下同じ。）が特定の反応をする信号を映像、音若しくはプログラムとともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう映像、音若しくはプログラムを変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式」に、必ずしも当てはまらない「技術的保護手段」も存在します。従って、技術的保護手段の定義規定の見直しを視野に入れた、積極的な対応を望みます。

なお、「知的財産推進計画 2006」の第 4 章には、「コンテンツをいかした文化創造国家づくり」との表題のもと、様々なコンテンツ促進に関する計画案が記載されていますが、触れられている計画案の内容から、放送向けコンテンツやゲーム等の娯楽向けソフトウェアを対象にしているようにも見受けられます。また、コンテンツ促進法において定められたコンテンツは、「映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）であって、人間の創造的活動により生み出されるもののうち、教養又は娯楽の範囲に属するもの」（第 2 条 1 項）をいい、「**教養又は娯楽の範囲に属するもの**」に限定されており、ビジネスに使用されるソフトウェアについても適用されるのかが不明確であるので、「知的財産推進計画 2006」第 4 章の対象についてもビジネスソフトは除外されているのではないかとの誤解が生じかねません。従って、「知的財産推進計画」で検討されている「コンテンツ」には、ビジネスソフトを含む全てのプログラムが対象になることを明記していただきたいと考えます。

3．証拠保全制度の拡充

(i) 意見

「米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化を早急に実現して頂きたい。

(ii) 理由

知的財産訴訟における原告の証拠収集制度の拡充の必要性については、「知的財産推進計画 2005」においては若干触れられていたものの、「知的財産推進計画 2006」においては全く触れられていないように見受けられます。

証拠収集のための制度は、これまでも文書提出命令や当事者照会制度の導入や、「裁判所法等の一部を改正する法律」の制定等、拡充の方向にきています。しかしながら、当事者紹介制度については制裁の制度がなく、また文書提出命令についても、建前上は未提出の文書について不利な判断が可能ということとなっていますが、「そもそもそのような文書はないから提出できない」という主張に対しては対抗手段がありません。

そのため、訴訟提起以前の強制的な証拠収集手続の存在が望まれます。民事訴訟法にお

いては、第 234 条以下において証拠保全手続を定めてはいますが、相手方が任意で証拠の提出に協力しない限り、証拠の保全はなし得ません。

ディスカバリー制度を採用していることで有名な米国の訴訟制度においては、それに違反して文書を隠したり破棄するといった行為が発覚した場合には裁判所が厳格に対処するためか、当事者間における文書提出に対する規範意識が比較的高いように思われ、実際、ディスカバリーの段階で不利な証拠を提出しなければならなかったために早期に和解するというケースは比較的多くあります。

日本を知財立国とするためには、知的財産権の権利救済に係る公正・公平な裁判が必須であり、そのためには、証拠の保全の強化・多様化を実現し、その偏在化を是正することが急務であると思われ、「米国のいわゆる「ディスカバリー」等、諸外国の証拠収集手続も参考にした新たな証拠収集機能の強化」を早急に実現化すべきと考えます。

II . 模倣品・海賊版対策の強化

1 . 著作権法における「親告罪」の見直し

(i) 意見

昨今の海賊版等の氾濫に対処すべく、現行の著作権法第 123 条の「親告罪」の範囲の見直しを行って頂きたい。

(ii) 理由

知的財産戦略本部知的創造サイクル専門調査会作成の 2007 年 2 月 26 日付「知的創造サイクルの推進方策」の 20 頁にも指摘されているとおり、現在の著作権法においては、著作者人格権、著作権、出版権、実演家人格権又は著作隣接権を侵害する罪については、告訴がなければ公訴を提起することができない旨、規定されています（著作権法、第 123 条 1 項、119 条 1 号）。

しかしながら、業者が故意かつ組織的に海賊版を複製・販売するような悪質な著作権侵害が横行する昨今において、上記のような親告罪の規定が一律に著作権侵害に適用されるのはもはや国民の法感情にそぐわないのみならず、わが国の知財立国としての存立にも影響を与えかねないと考えます。

従って、昨今の海賊版等の氾濫に対処すべく、現行の著作権法第 123 条の「親告罪」の範囲の見直しを要望いたします。

III . ソフトウェアベンダーの中小企業・ベンチャー企業の支援

1 . 先行技術文献の検索の充実

(i) 意見

現在のIPDLは、1回の検索で設定できる検索項目は近時3つから5つに増えたようであるが、検索式の自由度や、検索結果は500件以下でないとは一覧表示できないことなど、効果的なキーワードサーチを行うにはまだまだ不十分であるため、以下のような検索機能の強化をして頂きたい。

- (a) 検索項目を増やす
- (b) and、or、優先関係を表す括弧などで検索式を入力できるようにする。
- (c) 検索対象のデータベースを、たとえば年代毎にも用意する。

CSDB で公開されている情報を 1 次文献や抄録等、文献の内容に関わる重要な部分にまで拡大して頂きたい。

(ii) 理由

特許庁は、ソフトウェア技術の著しい進展に対応するために、コンピュータソフトウェア関連発明の審査の運用指針を平成9年及び平成12年に改訂しましたが、この結果、ソフトウェア関連の分野において、特許公報の蓄積がない一方で、従来特許と無関係と考えられていた公知文献が、特許出願の際に利用される先行技術文献に該当するケースが多くなりました。そのため、現在、特許庁のホームページの特許電子図書館(IPDL)において、『CSDB (コンピュータソフトウェアデータベース) 検索』というサービスがインターネットを通じて提供されており、マニュアル、国内外の技術雑誌、学会論文、企業技報等のタイトル・キーワード等が一定の範囲で公開されており、『業界で周知である技術が先行技術文献が見つからないために特許化されてしまう』という事態を防ぐのに、一定の効果をおあげしております。

また、「知的財産推進計画 2006」第2章 I.3.(1)において、「産業財産権情報をインターネットを通じて無料で提供する特許電子図書館(IPDL)に関し、2006年中に、迅速なアクセスを確保するための性能向上改善を行うとともに、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上や、分割出願に関する情報を提供する機能の拡充、審査経過情報へのアクセスの容易化など、機能の充実と使いやすさの向上を図る。また、2006年度から、全文テキスト検索機能の追加、国内公報と外国公報とを同時に検索する機能の追加、特許庁内で利用されているFIやFタームなどの検索キーとテキスト検索との組合せによる高度な検索機能の追加についても必要な措置を講ずる。」とされており、検索機能の向上に対する前向きな姿勢が見受けられます。

このような無料で提供される検索サービスの機能が強化されることは、中小・ベンチャー企業にとって非常に重要であり、たとえば、先行技術を安価かつ効率的に検索することによって、重複投資・重複開発を回避でき、検索した発明を利用して新たな発想を得ることも期待できるうえ、さらに、自社の商品・サービスに類似する他社の特許が検索しや

すくなれば、侵害防止にも役立つものと考えます。

しかしながら、現在のIPDLは、設定できる検索項目は近時3つから5つに増えたようであるが、検索式の自由度や、検索結果は500件以下でないとは一覧表示できないことなど、効果的なキーワードサーチを行うにはまだまだ不十分であるため、以下のような検索機能の強化が望まれます。

検索項目を増やす

and、or、優先関係を表す括弧などで検索式を入力できるようにする。

(すなわち、USPTOで提供されるPatent Full-Text and Image DatabaseのAdvanced Searchにおける「Query」のイメージに近い検索機能の実現。)

検索対象のデータベースを、たとえば年代毎にも用意する。

(注：IPDLの検索結果は500件以下でないとは一覧表示できないため、年代毎にデータベースを指定することで利便性が向上します。上記Patent Full-Text and Image DatabaseのAdvanced Searchにおける「Select Years」では2種類のデータベースを選択できますが、たとえば、10年ごとのデータベースを構築して頂けると、検索の利便性は向上すると考えられます。)

また、CSDBは、著作権処理の関係上、公開されている範囲は限られており、1次文献や抄録等、文献の内容に関わる重要な部分は公開されていないものが多いのが実際です。そのため、ソフトウェア関連の発明については、現状においても、十分な先行技術文献の調査が可能とは言い難く、周知技術の特許化や、無用な裁判が発生するケースが少なくありません。その結果、ソフトウェア関連分野における特許権の法的安定性に問題が生じます。従って、できる限り、公開される情報の内容を充実させて頂きたいと考えています。

2. 特許料の猶予や審査請求料の半額軽減等の支援の拡充

(i) 意見

現行の特許料の猶予や審査請求料の半額軽減措置につき、例えば、中小企業の条件を、「特許出願に関する先行技術調査の支援事業」で定めたような条件(一例として、製造業であれば、従業員300人以下、あるいは資本金3億以下で大企業の支配関係がない)にするとといった対応をして頂きたい。

(ii) 理由

現在、「資力に乏しい法人」については、法人税が課されていないこと等を条件に特許料の猶予や審査請求料の半額軽減が行われており、また、平成18年8月からは、設立10年以内という要件が撤廃されましたが、これらの施策によっては、真に技術力のある中小企業を支援するには不十分であると考えられます。

特に、法人税が課されていないという条件は、相当困窮している企業のみを対象とする

ものであり、政策としてより実効性のあるより緩やかな条件にして頂きたいと考えます。

具体的には、例えば、中小企業の条件を、「特許出願に関する先行技術調査の支援事業」で定めたような条件（一例として、製造業であれば、従業員300人以下、あるいは資本金3億以下で大企業の支配関係がない）にするといった対応が望まれます。

ちなみに、米国で実施されたスモールエンティティ（小規模団体）制度という中小企業支援制度は、小規模団体＝従業員500人未満、非営利団体（大学等）個人を対象として、特許の出願・登録・維持等にかかる手数料の50%を減免する制度ですが、その申請手続は、自ら小規模団体との主張をすれば足りるという極めて簡便なものであるため（但し、虚偽申請の場合は、特許無効又は権利行使不能となる場合があります）、2003年度の米国における特許出願件数の約3分の1にあたる約 110,000 件が上記制度によって創出されるという実績があがっています。また、韓国においても、出願手数料や審査手数料の個人や小規模企業の場合は7割、中小だと5割が減免されるという積極的な減免制度が採用されています。わが国が知財立国としてこれらの国と競争していくために、これらの国と互角か、それを上回る中小企業支援策が採用されることを望みます。

IV．営業秘密保護

1．海外アウトソーシングと営業秘密保護

(i) 意見

不正競争防止法の改正に先立ち、経済産業省は「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針」等のガイドラインを公表していますが、海外の政府機関との意見調整により、世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に営業秘密の管理に関して共通の認識を築いて頂きたい。

営業秘密の使用・開示行為の処罰を効果的に働かせるため、海外の政府機関による捜査協力や営業秘密を侵害した者の引き渡し等の協力関係を築いて頂きたい。

(ii) 理由

2005年の不正競争防止法の改正によって、営業秘密を日本国外に持ち出して使用・開示する行為及び退職者が営業秘密を使用・開示する行為に刑事罰を新たに適用することが明確にされました。生産コストの削減のため、ソフトウェア開発の場に限らず、日本企業の海外アウトソーシングが多く行われている現状では、この改正は大きな意味をもっています。もっとも、改正の趣旨をより徹底するため、「知的財産推進計画 2007」においては、以下の事項を検討いただきたいと思います。

不正競争防止法の改正に先立ち、経済産業省は「営業秘密管理指針」「技術流出防止指針」等のガイドラインを公表していますが、海外の政府機関との意見調整により、世界的に「営業秘密管理指針」に相当するものを策定し、営業秘密の要件、特に営業秘密の管理

に関して共通の認識を築く必要があると考えます。

営業秘密の使用・開示行為の処罰を効果的に働かせるため、海外の政府機関による捜査協力や営業秘密を侵害した者の引き渡し等の協力関係を築くことが重要と考えます。

以上

本意見書に関する問い合わせ先：
社団法人コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）
業務課 戸島、井上 TEL：03-5157-0780 E-mail：soumu3@csaj.jp
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-2 秀和溜池ビル4F